

青梅市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 2 月 2 0 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

東京都職員の給与制度の改正を踏まえ、一般職の職員の給与制度の見直しを行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

青梅市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「すべての」を削り、同条第 2 項第 2 号中「2 2 歳」を「満 2 2 歳」に改め、「および孫」を削り、同項第 5 号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「2 2 歳」を「満 2 2 歳」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある孫
(以下「孫」という。)

第 7 条第 3 項を次のように改める。

3 扶養手当の月額、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族 1 人につき当該各号に掲げる額を合計して得た額とする。

(1) 扶養親族たる配偶者、父母等（前項第 1 号および第 3 号から第 6 号までに掲げる者をいう。以下同じ。） 6, 0 0 0 円（行政職給料

表（一）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級であるもの（以下この条において「行（一）4級職員」という。）および医療職給料表の適用を受ける職員のうち行（一）4級職員に相当する職員であつて、その職務の複雑、困難および責任の度等を考慮して市規則で定めるもの（以下「行（一）4級等職員」と総称する。）の扶養親族たる配偶者、父母等 3,000円）

(2) 扶養親族たる子（前項第2号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。） 9,000円

第7条第4項中「（扶養親族たる子のうちに職員に配偶者がいない場合の子がいる場合は、当該特定期間にある子の数から1を減じた数）」を削る。

第8条第1項第2号中「第2号または第4号」を「第2号から第4号まで」に改め、同項第3号および第4号を削り、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

(1) 扶養手当を受けている職員にさらに第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出にかかるものの一部について同項第2号に掲げる事実が生じた場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出にかかるものがある行（一）4級等職員が行（一）4級等職員以外のものとなつた場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出にかかるものがある行（一）4級等職員以外のものが行（一）4級等職員となつた場合

(5) 扶養親族たる子で第1項の規定による届出にかかるもののうち特定期間にある子でなかつたものが特定期間にある子となつた場合

第8条に次の1項を加える。

4 第2項ただし書の規定は、前項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

第9条第1項第1号中「ため交通機関」の次に「または有料の道路（以下「交通機関等」という。）」を、「運賃」の次に「または料金（以下「運賃等」という。）」を加え、「交通機関を利用しな」を「交通機関等を利用しな」に改め、同項第3号中「運賃」を「運賃等」に改め、同条第3項第1号中「要する運賃」を「要する運賃等」に、「「運賃」を「「運賃等」に改め、同項第3号中「運賃」を「運賃等」に改める。

第18条第2項中「在職期間」の次に「（育児休業の承認にかかる期間が1か月以内である場合は、在職期間とする。以下この条において同じ。）」を加え、同項の表中「行政職給料表（一）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級である職員（以下この条において「行（一）4級職員」という。）または医療職給料表の適用を受ける職員のうち行（一）4級職員に相当する職員であつて、その職務の複雑、困難および責任の度等を考慮して市規則で定めるもの（以下「行（一）4級等職員」と総称する。）」を「行（一）4級等職員」に改める。

別表第1行政職給料表ア 行政職給料表（一）中

「

	149	324,300				
	150	324,600				
	151	324,900				
	152	325,200				
	153	325,500				
再任用職員		198,300	230,400	271,000	313,000	429,100

」

を

「

	149	324,300				
再任用職員		198,300	230,400	271,000	313,000	429,100

」

に改め、同表備考3中「181,200円」を「182,700円」に改める。

別表第1行政職給料表イ 行政職給料表（二）中

「

	261	323,200			
	262	323,500			
	263	323,800			

	264	324,100			
	265	324,400			
	266	324,700			
	267	325,000			
	268	325,300			
	269	325,600			
	270	325,900			
	271	326,200			
	272	326,500			
	273	326,800			
再任用職員		208,100	222,400	242,600	274,000

を

「

	261	323,200			
再任用職員		208,100	222,400	242,600	274,000

に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(号給の切替え)
- 2 平成29年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、この条例による改正前の青梅市一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)別表第1アに掲げる行政職給料表(一)の1級または同表イに掲げる行政職給料表(二)の1級の適用を受けていた職員のうち切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)が付則別表旧号給欄に掲げる号給であるものの切替日における号給(以下「新号給」という。)は、付則別表新号給欄に定める号給とする。
(給料の切替えに伴う経過措置)
- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受け、前項の規定により最高号給に切り替えられた職員のうち、その者の受ける給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 4 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、

任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長が定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。

(平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例措置)

- 5 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における改正後の青梅市一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第7条第3項の規定の適用については、同項第1号中「配偶者、父母等(前項第1号および第3号から第6号までに掲げる者をいう。以下同じ。) 6,000円」とあるのは「配偶者10,000円」と、「3,000円」とあるのは「8,000円」と、同項中「(2)扶養親族たる子(前項第2号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。) 9,000円」とあるのは

「(2)扶養親族たる子(前項第2号に掲げる扶養親族たる子をいう。

以下同じ。)で満15歳に達する日以後の最初の3月31日までにあるもののうち1人(職員に配偶者のない場合に限る。)

10,000円

(3)扶養親族たる子のうち前号に該当するもの以外のもの

7,500円

(4)前項第3号から第6号までに掲げる者 6,000円」

とし、改正後の条例第8条第1項の規定は適用せず、改正前の条例第8条第1項の規定はなお効力を有し、改正後の条例第8条第3項の規定の適用については、同項中「においては、その」とあるのは「または扶養手当を受けている職員について第1項第3号もしくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」とし、同項第3号および第4号中「配偶者、父母等」とあるのは「配偶者」とし、同条第4項の規定の適用については、同項中「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出にかかるものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子にかかる扶養手当の支給額の改定を除く。)

および扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出にかかるものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族た

る子にかかる扶養手当の支給額の改定」とする。

(委任)

- 6 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付則別表（付則第2項関係）

職員の号給の切替表

ア 行政職給料表（一）

旧号給	新号給
150	149
151	
152	
153	

イ 行政職給料表（二）

旧号給	新号給
262	261
263	
264	
265	
266	
267	
268	
269	
270	
271	
272	
273	

青梅市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例要綱

1 改正の理由

東京都職員の給与制度の改正を踏まえ、一般職の職員の給与制度の見直しを行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 給料表の見直し（別表第1関係）

ア 最高号給の引下げ

給料表および職務の級	改正後	現 行	差
行政職給料表（一）1級	149号	153号	△4号
行政職給料表（二）1級	261号	273号	△12号

イ 初任給の引上げ

行政職給料表（一）における大卒初任給（月額）を引き上げる。

改正後	現 行	差 額
182,700 円	181,200 円	1,500 円

(2) 扶養手当（月額）の見直し（第7条、第8条、付則第5項関係）

ア 課長職

区 分	改正後		現 行
	30年度以降	29年度	
配 偶 者	<u>3,000 円</u>	<u>8,000 円</u>	<u>13,500 円</u>
父 母 等	<u>3,000 円</u>	6,000 円	<u>6,000 円</u>
子 ど も	<u>9,000 円</u>	<u>7,500 円</u>	<u>6,000 円</u>
特 定 期 間	<u>13,000 円</u>	<u>11,500 円</u>	<u>10,000 円</u>
欠 配 一 子	<u>9,000 円</u> (子どもの区分を適用)	<u>10,000 円</u>	<u>13,500 円</u>
特 定 期 間	<u>13,000 円</u> (子どもの区分を適用)	<u>11,500 円</u> (子どもの特定期間と同額)	<u>13,500 円</u> (特定期間の加算なし)

イ 係長職以下

区 分	改正後		現 行
	30年度以降	29年度	
配 偶 者	<u>6,000 円</u>	<u>10,000 円</u>	<u>13,500 円</u>
父 母 等	6,000 円	6,000 円	6,000 円
子 ども	<u>9,000 円</u>	<u>7,500 円</u>	<u>6,000 円</u>
特 定 期 間	<u>13,000 円</u>	<u>11,500 円</u>	<u>10,000 円</u>
欠 配 一 子	<u>9,000 円</u> (子どもの区分を適用)	<u>10,000 円</u>	<u>13,500 円</u>
特 定 期 間	<u>13,000 円</u> (子どもの区分を適用)	<u>11,500 円</u> (子どもの特定期間と同額)	<u>13,500 円</u> (特定期間の加算なし)

(3) その他所要の規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成29年4月1日

(2) 経過措置

旧給料表から新給料表への切替えおよび扶養手当の見直しに伴い必要となる経過措置を置く。

青梅市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第12号）

改正後	現行	備考
<p>(扶養手当) 第7条 扶養手当は扶養親族のある_____職員に対して給料の支給方法に準じて支給する。 2 前項の扶養親族とは次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) 略 (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（以下「子」という。）_____ (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫（以下「孫」という。）_____ (4) 略 (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (6) 略 3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額を合計して得た額とする。 (1) 扶養親族たる配偶者、父母等（前項第1号および第3号から第6号までに掲げる者をいう。以下同じ。） 6,000円（行政職給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級であるもの（以下この条において「行(一)4級職員」という。）および医療職給料表の適用を受ける職員のうち行(一)4級職員に相当する職員であつて、その職務の複雑、困難および責任の度等を考慮して市規則で定めるもの（以下「行(一)4級等職員」と総称する。）の扶養親族たる配偶者、父母等 3,000円) (2) 扶養親族たる子(前項第2号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。) 9,000円</p>	<p>(扶養手当) 第7条 扶養手当は扶養親族のある<u>すべての</u>職員に対して給料の支給方法に準じて支給する。 2 前項の扶養親族とは次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) 略 (2) <u>22歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（以下「子」という。）<u>および孫</u> (3) 略 (4) <u>22歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (5) 略 3 扶養手当の月額は前項第1号に掲げる扶養親族については13,500円とし、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族については1人につき6,000円とする。ただし、職員に配偶者が<u>ない</u>場合の子のうち、1人については、<u>13,500円</u>とする。</p>	

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、4,000円に当該特定期間にある子の数 _____ を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第8条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合または職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員はただちにその旨を任命権者に届け出なければならない。
(1) 新たに扶養親族として要件を具備するに至つた者がある場合
(2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（前条第2項第2号から第4号までに該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）

2 略

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、4,000円に当該特定期間にある子の数 （扶養親族たる子のうちに職員に配偶者が不在の場合の子がいる場合は、当該特定期間にある子の数から1を減じた数） を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第8条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合または職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員はただちにその旨を任命権者に届け出なければならない。
(1) 新たに扶養親族として要件を具備するに至つた者がある場合
(2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（前条第2項第2号または第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）
(3) 扶養親族たる子がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）
(4) 扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 略

3 扶養手当は、これを受けている職員にさらに第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出にかかるものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号もしくは第4号に掲げる事実が生じた場合または職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出にかかるもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員にさらに第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で同項の規定による届出にかかるものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子にかかる扶養手当の支給額の改定を除く。）および扶養手当を受けている職員のうち扶

養親族たる子で同項の規定による届出にかかるものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子にかかる扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員にさらに第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出にかかるものの一部について同項第2号に掲げる事実が生じた場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出にかかるものがある行(一)4級等職員が行(一)4級等職員以外のものとなつた場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出にかかるものがある行(一)4級等職員以外のものが行(一)4級等職員となつた場合
- (5) 扶養親族たる子で第1項の規定による届出にかかるもののうち特定期間にある子でなかつたものが特定期間にある子となつた場合

4 第2項ただし書の規定は、前項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関または有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃または料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが困難であると市規則で定める職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 略
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、または自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関_____を利用してその運賃_____を負担することを常例とする職員(交通機関を利用しなければ通勤することが困難であると市規則で定める職員以外の職員であつて交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 略
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃_____を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、または自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 略

3 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給対象期間につき第1項各号に掲げる職員としての要件を満たすものとして手当が支給される月数（以下「支給月数」という。）で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円に支給月数を乗じて得た額

(2) 略

(3) 第1項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して市規則で定める区分に応じ、運賃等相当額および前2号に掲げる額の合計額（その額を支給月数で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円に支給月数を乗じて得た額）、第1号に定める額または前号に定める額

4～6 略

(期末手当)

第18条 略

2 期末手当の額はそれぞれその基準日現在（退職し、もしくは失職し、または死亡した職員にあつては、退職し、もしくは失職し、または死亡した日現在）において職員が受けるべき給料、扶養手当の月額およびこれらに対する地域手当の月額の合計額に、職務段階等を考慮して市規則で定める職員にあつては給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を超えない範囲内で市規則で定める区分に応じた割合を乗じて得た額（以下「職務段階等加算額」という。）を加えた額に、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間（育児休業の承認にかかる期間が1か月以内である場合は、在職期間とする。以下この条において同じ。）の区分に応じて、第4項に定める割合を乗じて得た額とする。

2 略

3 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給対象期間につき第1項各号に掲げる職員としての要件を満たすものとして手当が支給される月数（以下「支給月数」という。）で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円に支給月数を乗じて得た額

(2) 略

(3) 第1項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して市規則で定める区分に応じ、運賃相当額および前2号に掲げる額の合計額（その額を支給月数で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円に支給月数を乗じて得た額）、第1号に定める額または前号に定める額

4～6 略

(期末手当)

第18条 略

2 期末手当の額はそれぞれその基準日現在（退職し、もしくは失職し、または死亡した職員にあつては、退職し、もしくは失職し、または死亡した日現在）において職員が受けるべき給料、扶養手当の月額およびこれらに対する地域手当の月額の合計額に、職務段階等を考慮して市規則で定める職員にあつては給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を超えない範囲内で市規則で定める区分に応じた割合を乗じて得た額（以下「職務段階等加算額」という。）を加えた額に、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間 _____ の区分に応じて、第4項に定める割合を乗じて得た額とする。

職員の区分	割合	
	6月に支給する場合	12月に支給する場合
略		
行(一) 4級等職員	100分の102.5	100分の117.5
略		

3～5 略

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

ア 行政職給料表(一)

略						
	149	324,300				
再任用職員		198,300	230,400	271,000	313,000	429,100

備考 1および2 略

3 1級29号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で市長が定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、182,700円とする。

イ 行政職給料表(二)

職員の区分	割合	
	6月に支給する場合	12月に支給する場合
略		
行政職給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級である職員 (以下この条において「行(一)4級職員」という。)または医療職給料表の適用を受ける職員のうち行(一)4級職員に相当する職員であつて、その職務の複雑、困難および責任の度等を考慮して市規則で定めるもの(以下「行(一)4級等職員」と総称する。)	100分の102.5	100分の117.5
略		

3～5 略

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

ア 行政職給料表(一)

略						
	149	324,300				
	150	324,600				
	151	324,900				
	152	325,200				
	153	325,500				
再任用職員		198,300	230,400	271,000	313,000	429,100

備考 1および2 略

3 1級29号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で市長が定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、181,200円とする。

イ 行政職給料表(二)

		略			
	261	323,200			
再任用職員		208,100	222,400	242,600	274,000

備考 略

		略			
	261	323,200			
	262	323,500			
	263	323,800			
	264	324,100			
	265	324,400			
	266	324,700			
	267	325,000			
	268	325,300			
	269	325,600			
	270	325,900			
	271	326,200			
	272	326,500			
	273	326,800			
再任用職員		208,100	222,400	242,600	274,000

備考 略

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 平成29年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において、この条例による改正前の青梅市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）別表第1アに掲げる行政職給料表（一）の1級または同表イに掲げる行政職給料表（二）の1級の適用を受けていた職員のうち切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）が付則別表旧号給欄に掲げる号給であるものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、付則別表新号給欄に定める号給とする。

(給料の切替えに伴う経過措置)

3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受け、前項の規定により最高号給に切り替えられた職員のうち、その者の受ける給料月

額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

4 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長が定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。

(平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例措置)

5 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における改正後の青梅市一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第7条第3項の規定の適用については、同項第1号中「配偶者、父母等(前項第1号および第3号から第6号までに掲げる者をいう。以下同じ。)6,000円とあるのは「配偶者 10,000円」と、「3,000円」とあるのは「8,000円」と、同項中「(2) 扶養親族たる子(前項第2号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。)9,000円とあるのは

「(2) 扶養親族たる子(前項第2号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。)で満15歳に達する日以後の最初の3月31日までにあるもののうち1人(職員に配偶者のない場合に限る。)10,000円

円

(3) 扶養親族たる子のうち前号に該当するもの以外のもの
7,500円

(4) 前項第3号から第6号までに掲げる者 6,000円」

とし、改正後の条例第8条第1項の規定は適用せず、改正前の条例第8条第1項の規定はなお効力を有し、改正後の条例第8条第3項の規定の適用については、同項中「においては、その」とあるのは「または扶養手当を受けている職員については第1項第3号もしくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」とし、同項第3号および第4号中「配偶者、父母等」とあるのは「配偶者」とし、同条第4項の規定の適用については、同項中「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出にかかるものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子にかかる扶養手当の支給額の改定を除く。)および扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出にかかるもの

がある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子にかかる扶養手当の支給額の改定」とする。

(委任)

6 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付則別表（付則第2項関係）

職員の号給の切替表

ア 行政職給料表（一）

旧号給	新号給
<u>150</u>	149
<u>151</u>	
<u>152</u>	
<u>153</u>	

イ 行政職給料表（二）

旧号給	新号給
<u>262</u>	261
<u>263</u>	
<u>264</u>	
<u>265</u>	
<u>266</u>	
<u>267</u>	
<u>268</u>	
<u>269</u>	
<u>270</u>	
<u>271</u>	
<u>272</u>	
<u>273</u>	